

埼玉県国民健康保険財政安定化基金運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年埼玉県条例第22号。以下「条例」という。）第1条の規定に基づき設置された埼玉県国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの要件及び額)

第2条 知事は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の2第10項第2号における基金事業対象保険料収納額に充てる保険税（以下、「基金事業対象保険料収納額」という。）が同項第3号における基金事業対象保険料必要額に充てる保険税（以下、「基金事業対象保険料必要額」という。）が不足する市町村（以下、「収納不足市町村」という。）に対し、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「令」という。）第14条第2項及び第3項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を貸し付ける。

(借入れの申請)

第3条 基金から前条に規定する貸付金の貸付けを受けようとする市町村は、当該年度の知事が定める日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 基金事業貸付金借入申請書（様式第1号）
- (2) 基金事業貸付金額計算書（様式第2号）
- (3) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第4条 知事は、前条の規定により提出された書類を審査のうえ、貸付けを適当と認めるときは、貸付け及び貸付額を決定し、基金事業貸付金貸付決定書（様式第3号）により当該市町村に通知する。

2 前項の審査において、知事は、次の理由により、貸付金の額が不当に過大となると認められる場合には、貸付額を減額し、又は貸付けないことができる。

- (1) 当該市町村における保険税の収納が正当な理由なく著しく不足すること。
- (2) 当該市町村が、基金事業対象保険料必要額を不当に過小に見込んだこと、基金事業対象保険料収納額を不当に過大に見込んだこと等により、基金事業貸付金の額が過大となること。

(貸付金の貸付け)

第5条 前条の規定により貸付けの決定を受けた市町村が貸付金の貸付けを受けようとするときは、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 貸付金請求書（様式第4号）

- (2) 借用証書（様式第5号）
- (3) 基金事業貸付金償還計画書（様式第6号）

（償還方法）

第6条 基金から貸付金の貸付けを受けた市町村は、前項の規定により提出した計画書に基づき、貸付けを受けた日の属する会計年度の翌々年度以降3箇年度において償還しなければならない。ただし、第8条に規定する繰上償還を行う場合には、この限りでない。

- 2 市町村は、償還期限までに償還金の納付を行わなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納付額につき、年14.6%の割合で計算した延滞金を、県に納付しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定による延滞金の額が100円未満であるときは、これを徴収しない。

（償還期限等の延期）

第7条 貸付金の貸付けを受けた市町村は、災害等の特別の事情がある場合において、償還期限又は各年度の償還時期（以下「償還期限等」という。）の延期を求めるときは、償還期限等の20日前までに、償還期限等延長申請書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により提出された申請書を審査のうえ、その可否及び償還期限等を決定し、当該市町村に対し通知する。

（繰上償還）

第8条 知事は、貸付金の貸付けを受けた市町村が、知事の定める貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

- 2 貸付を受けた市町村は、償還期限にかかわらず、貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。
- 3 貸付金の貸付けを受けた市町村が、前項の規定により貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰り上げて償還しようとする日の20日前までに、繰上償還通知書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（台帳の整備）

第9条 基金から貸付金の貸付けを受けた市町村は、基金事業貸付金借入台帳を備え付けて、借入れの状況及び償還の状況を明らかにしておかなければならない。

（交付の要件及び額）

第10条 知事は、基金事業対象保険税収納額が基金事業対象保険料（税）必要額に不足することにつき条例第8条に規定する特別の事情があると認められる収納不足市町村に対し、令第17条第2項及び第3項の規定により算定した額を限度として交付する。

(交付金の申請)

第11条 基金から前条に規定する交付金の交付を受けようとする市町村は、当該年度の知事が定める日までに、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 基金事業交付金交付申請書(様式第9号)
- (2) 基金事業交付金額計算書(様式第10号)
- (3) 条例第8条に規定する特別の事情があることを証する書類
- (4) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(交付金の決定)

第12条 知事は、前条の規定により提出された書類を審査のうえ、交付を適当と認めるときは、交付及び交付額を決定し、基金事業交付金交付決定書(様式第11号)により当該市町村に通知する。

2 前項の審査において、知事は、次の理由により、交付金の額が不当に過大となると認められる場合には、交付額を減額し、又は交付しないことができる。

- (1) 当該市町村における保険税の収納が正当な理由なく著しく不足すること。
- (2) 当該市町村が、基金事業対象保険税必要額を不当に過小に見込んだこと、基金事業対象保険税収納額を不当に過大に見込んだこと等により、基金事業交付金の額が過大となること。

(交付金の交付)

第13条 前条の規定により交付の決定を受けた市町村が交付金の交付を受けようとするときは、交付金請求書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

(交付金の実績報告)

第14条 交付金の交付を受けた市町村は、交付金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度の6月末までに、基金事業交付金実績報告書(様式第13号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された報告書により、交付金の全部又は一部に返還すべき事実を発見した場合は、当該事実が発覚した日の属する年度において当該返還すべき額を返還させることができる。

(拠出金の額の算定)

第15条 知事は、前条の規定により提出された報告書に基づき、条例第2条第2項に規定する算定方法により各市町村の拠出金の額を定め、各市町村に通知する。

2 前項の規定により算出した額に端数があるときは、交付を受けた市町村の拠出金の額に当該端数を加える。

(拠出金の納付)

第16条 市町村は、各年度の拠出金の額を当該年度の知事が定める日までに納付しな

なければならない。

- 2 市町村は、納期限までに拠出金の納付を行わなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納付額につき、年14.6%の割合で計算した延滞金を、県に納付しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 前項の規定による延滞金の額が100円未満であるときは、これを徴収しない。

(報告及び調査)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、貸付け又は交付を受けた市町村に対し、この要綱に定めるもののほか、貸付金又は交付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができる。

(法第81条の2第2項の規定による取崩しの要件及び額)

第18条 知事は、法第81条の2第2項に該当するとき、基金取崩し額計算書(様式第14号)を作成のうえ、令第18条第2項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を取り崩す。

(繰入れ方法及び繰入れ期限の延期)

- 第19条 知事は、前条の規定により取り崩した額の繰入れを行った場合は、基金繰入れ計画書(様式第15号)を作成し、各市町村に通知する。
- 2 知事は、前条の規定により取り崩した額の繰入れを、前項の規定により作成した計画書に基づき、当該取崩しを行った日の属する会計年度の翌々年度以降3箇年度までに行う。ただし、災害等の特別の事情により繰入れに要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であることにつきやむを得ない理由がある場合は、当該取崩しを行った日の年度の属する会計年度の翌々年度以降6箇年度までの範囲内で繰入れ期限の延期を行うことができる。

(法第81条の2第4項の規定による取崩しの要件及び額)

第20条 知事は、法第81条の2第4項に該当するとき、令第21条の2第3項の規定により算定した額を限度として、その範囲内の額を取り崩す。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 知事は、令和6年3月31日までの間、第18条の規定にかかわらず、法附則第25条の規定により、市町村に対する法の円滑な施行のために必要な資金の交付に必要な費用に充てるため、基金からその一部を取り崩すことができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

埼玉県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金額計算書

1. 基金事業対象保険税収納額の算定(令第16条)

(1) 保険税収納見込額の算定(令第16条第1項第1号)

【保険税収納額の状況】

(単位:円)

算定年度		算定年度-1		算定年度-2		算定年度-3	
対象月	保険税収納額	対象月	保険税収納額	対象月	保険税収納額	対象月	保険税収納額
4月		4月		4月		4月	
5月		5月		5月		5月	
6月		6月		6月		6月	
7月		7月		7月		7月	
8月		8月		8月		8月	
9月		9月		9月		9月	
10月		10月		10月		10月	
11月		11月		11月		11月	
12月		12月		12月		12月	
1月		1月		1月		1月	
2月		2月		2月		2月	
3月		3月		3月		3月	
4月		4月		4月		4月	
5月		5月		5月		5月	
計		計	a	計	c	計	e
4~11月		4~11月	b	4~11月	d	4~11月	f

【保険税収納見込額の算定】

算定年度 保険税収納額(円) (A)	保険税収納額 補正率(B) $((a/b)+(c/d)+(e/f))/3$	保険税収納 見込額(円) $(C) = (A) \times (B)$
0		

(2) 基金事業対象比率の算定(令第15条第3項)

① 保険税必要額の算定(令第15条第2項)

保険税必要額(円) (D)

※ 算定年度の保険税賦課(課税)総額を設定

(参考) 予定収納率(%)

② 基金事業対象比率の算定(令第15条第3項)

(D)のうち国保事業費納付金に充てる額(円)	
(D)のうち財政安定化基金拠出金に充てる額(円)	
(D)のうち財政安定化基金償還金に充てる額(円)	
(D)のうちその他国民健康保険事業に充てる額(円)	
合計(円) (E)	
基金事業対象比率(F) = (E)/(D)	

(3)基金事業対象保険税収納額の算定(令第16条)

保険税収納見込額(円) (C)	基金事業対象比率 (F)	基金事業対象比率反映保険税収納見込額(円) (G) = (C) × (F)

基金事業対象比率反映保険税収納見込額(円) (G)	療養給付費等の増加見込額及びその他国民健康保険事業に要する費用額(円) (H)	基金事業対象保険税収納額(円) (I) = (G) - (H)

2. 基金事業対象保険税必要額の算定(令第15条)

保険税必要額(円) (D)	基金事業対象比率 (F)	基金事業対象保険税必要額(円) (J) = (D) × (F)

3. 借入上限額の算定(令第14条第2項)

基金事業対象保険税必要額(円) (J)	基金事業対象保険税収納額(円) (I)	国保法第72条の3第1項の規定による繰入金(円)(K)	基金事業対象保険税収納不足額(円) (L) = (J) - (I) - (K)

基金事業対象保険税収納不足額(円) (L)	借入上限額①(円) (L) × 1.1 (M)

< 財政安定化基金の交付を受けた場合 >

財政安定化基金交付額 (N)	交付額反映後借入上限額(円) (M) - (N)

4. 借入申請額

借入申請額(円)	
----------	--

※ 3で算定した借入上限額の範囲内の額とする。

様式第3号（第4条関係）

文 書 番 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 氏 名（公印省略）

埼玉県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金貸付決定書

年 月 日付け 第 号で申請のあった基金事業貸付金については、下記のとおり貸付を決定したので通知します。

記

- 1 貸付金額 金 _____ 円
- 2 貸付条件 埼玉県国民健康保険財政安定化基金運営要綱のとおり

様式第4号（第5条関係）

貸付金請求書

金 _____ 円

年 月 日付け 第 _____ 号埼玉県国民健康保険財政安定化基金
事業貸付決定書により、貸付決定の通知を受けた貸付金について、上記のとおり請求
します。

年 月 日

所在地 _____

代表者職・氏名 _____

（あて先）

埼玉県知事

金融機関名	本・支店名	口座の種別
口座番号		
口座名義人		
債権者コード		

様式第5号（第5条関係）

借 用 証 書

金額	金	円
----	---	---

上記金額は、次の条件で借用します。

1 据置期間

年 3月31日

2 償還期限

様式第6号の基金事業貸付金償還計画書により、年 月 日まで
に償還します。

3 延滞金支払いの方法

償還期限に償還金の全部又は一部の支払いを滞納した場合は、滞納日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した額を延滞金として支払います。

4 その他

この貸付金の運用、償還等に関しては、埼玉県国民健康保険財政安定化基金運営要綱に従います。

年 月 日

市町村長



（あて先）

埼玉県知事

埼玉県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金償還計画書

市町村名: _____

1.基金事業貸付金額

年度区分	年度
借入れ年月日	年 月 日
借用証書番号	
借入れ額	円

2. 各年度の償還額

(単位:円)

年度(A)	年度(B)	年度(C)	合計(D) = (A) + (B) + (C)

様式第7号（第7条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

償還期限等延長申請書

年 月 日付け 第 号で貸付決定を受けた埼玉県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金の償還期限又は償還時期を下記のとおり延長したいので、埼玉県国民健康保険財政安定化基金運営要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 金 額 金 _____ 円

- 2 償 還 期 日 年 月 日

- 3 償還延長希望日 年 月 日

- 4 延長申請理由等

様式第 8 号（第 8 条第 3 項関係）

文 書 番 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

繰上償還通知書

年 月 日付け 第 号で貸付決定を受けた埼玉県国民健康保険財政安定化基金事業貸付金について、下記のとおり繰上償還したいので、埼玉県国民健康保険財政安定化基金運営要綱第 8 条第 3 項の規定により通知します。

記

年度 区分	借入れ 年月日	借用証書 番号	借入れ額	繰上 償還金	繰上償還 期日

（繰上償還の理由）

埼玉県国民健康保険財政安定化基金事業交付金額計算書

1. 基金事業対象保険税収納額の算定(令第16条)

(1) 保険税収納見込額の算定(令第16条第1項第1号)

【保険税収納額の状況】

(単位:円)

算定年度		算定年度-1		算定年度-2		算定年度-3	
対象月	保険税収納額	対象月	保険税収納額	対象月	保険税収納額	対象月	保険税収納額
4月		4月		4月		4月	
5月		5月		5月		5月	
6月		6月		6月		6月	
7月		7月		7月		7月	
8月		8月		8月		8月	
9月		9月		9月		9月	
10月		10月		10月		10月	
11月		11月		11月		11月	
12月		12月		12月		12月	
1月		1月		1月		1月	
2月		2月		2月		2月	
3月		3月		3月		3月	
4月		4月		4月		4月	
5月		5月		5月		5月	
計		計	a	計	c		e
4~11月		4~11月	b	4~11月	d		f

【保険税収納見込額の算定】

算定年度 保険税収納額(円) (A)	保険税収納額補正率 (B) $((a/b)+(c/d)+(e/f))/3$	保険税収納 見込額(円) (C) = (A) × (B)

(2) 基金事業対象比率の算定(令第15条第3項)

① 保険税必要額の算定(令第15条第2項)

保険税必要額(円) (D)

※ 算定年度の保険料賦課(課税)総額を設定

(参考) 予定収納率(%)

② 基金事業対象比率の算定(令第15条第3項)

(D)のうち国保事業費納付金に充てる額(円)	
(D)のうち財政安定化基金拠出金に充てる額(円)	
(D)のうち財政安定化基金償還金に充てる額(円)	
(D)のうちその他国民健康保険事業に充てる額(円)	
合計(円) (E)	
基金事業対象比率(F) = (E)/(D)	

(3)基金事業対象保険税収納額の算定(令第16条)

保険税収納 見込額(円) (C)	基金事業 対象比率 (F)	基金事業対象比率反映 保険税収納見込額(円) (G) = (C) × (F)

基金事業対象比率反映 保険税収納見込額(円) (G)	療養給付費等の増加見込 額及びその他国民健康保険 事業に要する費用額(円) (H)	基金事業対象 保険税収納額(円) (I) = (G) - (H)

2. 基金事業対象保険税必要額の算定(令第15条)

保険税 必要額(円) (D)	基金事業 対象比率 (F)	基金事業対象 保険税必要額(円) (J) = (D) × (F)

3. 交付上限額の算定(令第17条)

基金事業対象 保険税必要額(円) (J)	基金事業対象 保険税収納額(円) (I)	国保法第72条の3 第1項の規定によ る繰入金(円)(K)	基金事業対象 保険税収納不足額(円) (L) = (J) - (I) - (K)

基金事業対象 保険税収納不足額(円) (L)	交付上限額(円) (L) × 0.5 (M)

4. 交付申請額

交付申請額(円)	
----------	--

※ 3で算定した交付上限額の範囲内の額とする。

様式第12号（第13条関係）

交付金請求書

金 _____ 円

年 月 日付け 第 _____ 号埼玉県国民健康保険財政安定化基金
事業交付決定書により、交付決定の通知を受けた交付金について、上記のとおり請求
します。

年 月 日

所在地 _____

代表者職・氏名 _____

（あて先）

埼玉県知事

金融機関名	本・支店名	口座の種別
口座番号		
口座名義人		
債権者コード		

様式第13号（第14条第1項関係）

文 書 番 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

埼玉県国民健康保険財政安定化基金事業交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた埼玉県国民健康保険財政安定化基金事業交付金の実績について、埼玉県国民健康保険財政安定化基金運営要綱第14条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

年度区分	
交付年月日	
交付額（A）	
実際の不足額（B）	
実際の必要額（C）＝（B）／2	
差額（D）＝（A）－（C）	

埼玉県国民健康保険財政安定化基金取崩し額計算書

1. 基金事業対象費用額及び基金事業対象収入額の算定(令第19条、第20条)

(単位:円)

基金事業対象費用額(A)		基金事業対象収入額(B)	
保険給付費等交付金(普通交付金)		事業費納付金	
財政安定化基金償還金		高額医療費負担金	
財政安定化基金拠出金		療養給付費等負担金	
特別高額医療費共同事業拠出金		国調整交付金	
前期高齢者納付金等		保険者努力支援制度交付金	
後期高齢者支援金等		県繰入金	
介護納付金		高額医療費繰入金	
その他支出		特定健診等負担金	
		特定健診等繰入金	
		特別高額医療費共同事業交付金	
		その他収入	
計		計	

2. 取崩し上限額の算定(令第18条第2項)

(単位:円)

基金事業対象費用額(A)	基金事業対象収入額(B)	基金事業対象収入不足額 (C) = (A) - (B)

基金事業対象収入不足額 (C)	取崩し上限額 (C) × 1.1

3. 取崩し額

取崩し額(円)	
---------	--

※ 2で算定した取崩し上限額の範囲内の額とする。

埼玉県国民健康保険財政安定化基金繰入れ計画書

1.取崩し額

年度区分	年度
取崩し年月日	年 月 日
取崩し額	円

2. 各年度の繰入れ額

(単位:円)

年度(A)	年度(B)	年度(C)	合計(D) = (A) + (B) + (C)